仕　様　書

１　件　　名

ポータブルバッテリー電源

２　納入品名称・数量

（１）ポータブルバッテリー電源 　　　 １７２台

（２）ポータブルバッテリー電源充電用

ソーラーパネル １０２枚

（３）ソーラーパネル並列接続用ケーブル　　　　　 １０２本

３　納　　期　　令和６年２日２９日（木）

　　　　　　　　リース開始日　令和６年３月１日（金）

４　規　　格

（１）ポータブルバッテリー電源

①電池種類　　　　リチウムイオン

②蓄電容量　　　　５，６００Wh以上

③AC定格出力　　　３，０００W以上

④出力端子　　　　AC１００V×２口

⑤充電方法　　　　AC電源アダプター、ソーラーパネル

⑥充電時間　　　　AC：約１０時間、ソーラーパネル：日照約１５～１７時間

⑦動作環境温度　　-２０℃～６０℃

⑧本体寸法　　　　幅４６０～４８０×奥行２４０～２６０×高さ５７０～　５９０mm以内

本体ハンドル延長時

幅４６０～４８０×奥行２４０～２６０×高さ８４０～８６０mm以内

⑨本体重量　　　　５０ｋｇ以内

⑩耐用年数　　　　５年以上

⑪AC出力　　　　　純正弦波インバーターを有すること。

(２)バッテリー電源の技術仕様

1. 本体筐体ケースのABSプラスチックは、難燃規格に準拠および燃焼時に有害ガスを出さない材料を使用すること。
2. バッテリー残量を表示するインジケーターを有すること。
3. 過充電保護回路を有し、常時AC電源に接続している際に一定の電池残量になった時点で再充電が開始される機能を有すること。
4. ソーラーパネルから充電入力において電圧値の異なる不適合なソーラーパネルを接続した場合、電圧制御するなど火災防止のための安全機能を有すること。バッテリー電源本体を充電しながら給電が出来る構造であること。
5. 充放電サイクル回数は電池容量残存容量が70％で700回程度であること。
6. 筐体には、持ち運びができるようにキャスター及びハンドルを有すること。
7. 製品は、納入日より５ヶ月以内に製造されたものとし、製造元（製造工場）が発行した製造日を証明する書類を入手し提出すること。
8. 誤操作防止の為、出力端子に「AC出力コンセント」、入力端子に

「充電ケーブル接続部」と表示すること。

1. 参考商品

株式会社日本プロフィックス・エンジニアリング「PVS-6000」

（３）ポータブルバッテリー電源充電用ソーラーパネル

1. ソーラーパネル種別　単結晶シリコン
2. 持ち運びが出来るように折り畳みが出来るパネルであること。
3. ソーラーパネル収納カバーは一体型とし、出力端子ケーブルが収納できるポケットを有すること。
4. 本体折畳寸法　　幅約５４０～５６０×高さ約５３０～５５０×厚さ約４０～６０mm
5. 本体展開寸法　　幅約２，１００～２，３００×高さ約５４０～５６０×厚さ約２０～４０mm
6. 本体重量　　　　６．０㎏以下
7. 開放電圧　　　　６５．０V以上
8. 最大出力電圧　　５７．０V以上
9. 最大出力電流　　４A以上
10. 出力端子形状　　MC４
11. 参考商品

株式会社日本プロフィックス・エンジニアリング「PVSSL-200B」

（４）ソーラーパネル並列接続用ケーブル

1. 項番２（２）ポータブルバッテリー電源充電用ソーラーパネルに対応し並列接続出来るケーブルであること。
2. 参考商品

株式会社日本プロフィックス・エンジニアリング「PVSPC-2/1」

５　納入品に関する特記事項

1. 納入する製品は、参考商品とする。
2. 同等品の申請に関しては、本仕様を全て満たす事が証明できるカタログや

　　資料を応札前に掲示し、市の承認を得た製品のみ認める。

1. 納入するバッテリー電源は電池容量を100％まで充電を完了させてから納

品をすること。

1. 蓄電池、ソーラーパネルのメーカー保証期間は納入日より５年間以上と

すること。

1. 電池が不要になった際の土壌などの環境汚染防止や資源回収など考慮し、

引き取りシステムが構築されていること。

６ 納品場所　　 別紙１のとおり。

７ 履行内容

（１）簡易取扱説明書の作成

バッテリー電源本体及び付属品が初めて操作する人が誤操作なく使用できるように絵柄付きA4サイズ２枚の簡易取扱説明書を作成し、収納箱に同梱すること。簡易取扱説明書は長期保管が出来るようにラミネート加工を施すこと。

（２）納品

職員の立ち合いのもと、納品指定日に納入すること。

８　保守内容

* 1. 各資機材が常に正常に動作する状態を維持すること
	2. 特定部品および定期交換部品等についても全ての保守の範囲内に含めること
	3. 故障原因の解明及び修復作業を行うこと。なお、修理のために資機材を持ち帰る場合や部品等がなく修理に時間がかかる場合は、修理期間中において同等性能以上の代替品を提供すること
	4. 火災、盗難、落下、取扱不注意による破損・破裂、爆発、落雷、輸送用具の転覆、水漏れ、その他により資機材が正常に稼働しなくなった場合、動産総合保険等を適用し、正常な状態にすること。なお、正常な状態にするために生じる必要な経費については全て本契約に含むものとする。
	5. 各資機材の定期点検を年１回（5回）実施すること。定期点検時に補充電を行い、充電容量を70％以上に維持する様務めること。実施時期及び場所は市担当者と協議し、承認を得ること。
	6. 定期点検時に市から要請がある場合、各資機材の操作方法を説明すること。
	7. 定期点検時は作業報告書を作成し、市に提出することなお、報告書には充電完了時の充電容量及び、電源から隔離されていることを示すこと。
	8. 定期点検作業に含まれる交通費、器具労務の提供及び経年劣化における悪部品代・交換台を本契約に含むこと。ただし、原因が経年劣化以外によるものと考えられる修理代については、動産総合保険と鑑みて別途協議する。
	9. 定期点検時は最大限安全面に配慮すること。

９ 特記事項

（１）納品に際しては、職員等の立会いのもとで行うこと。立会いを行う職員等

との日程調整が必要なため、納品可能な日程を、速やかに担当課に連絡す

ること。

（２）必ず施設内指定場所まで搬送し、受領書を提出すること。

（３）納品作業は午前９時～午後５時までの間に行うこと。午前９時～午後５時

までの間に作業を終了させることができる作業員数を確保すること。

（４）納品時に建物等を破損しないよう十分に留意すること。破損した場合は弁償

すること。

（５）納品時にごみ等が発生した場合は受注者が持ち帰り適切に処分すること。

（６）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当課と協議のうえで取扱いを定めるものとする。

１０ 支払方法　検査合格後、請求に基づき支払う。